

豊田市日中一時支援事業の留意事項

平成26年3月作成
平成27年3月改訂
平成28年4月改訂
令和8年3月改定

1 日中一時支援の目的

日中一時支援事業は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障がい者総合支援法）の「地域生活支援事業」に位置づけられており、障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的休息などを目的としています。

豊田市（以下「市」という。）の日中一時支援を利用できる理由として、具体的には、家族の疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、仕事（出張）、学校等の公的行事への参加、育児不安や疲れ等となります。また、障がい支援区分2以下のため生活介護、その他通所サービスを利用することができない障がい者等で、市が日中活動の必要があると認めた場合に利用することができます。

2 市の日中一時支援事業について

日中一時支援事業として、次の2事業があります。

サービスの名称	サービスの内容	対象者
日中短期入所	自宅における介護者が不在の場合等に、日中の施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	身体障がい児者、知的障がい児者、精神障がい者（18歳未満含む）、難病患者等
地域生活支援デイサービス	通所により、日常生活上必要な訓練、指導及び本人活動支援を行います。	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等

3 基本的な考え方

日中短期入所

保護者又は家族の疾病や冠婚葬祭等の一時的なニーズに対応する「宿泊を伴わない短期入所」としての位置づけとなります。市では「短期入所」の考え方を準用します。

地域生活支援デイサービス

日中の活動が必要と認められるが、他サービスでは対応することができない等に対応する「日中活動系サービス事業」としての位置づけとなります。市では「生活介護」の考え方を準用します。

4 支給決定基準量について

地域生活支援デイサービス	スケジュール等による必要量※
日中短期入所	8日／月

※上限目安は23日

5 利用契約について

(1) 受給者証の確認

当該サービスの支給決定の有無、有効期間、支給決定量、利用者負担額、加算内容等を確認してください。受給者証の内容は、更新時以外にも長期休暇などの理由で支給決定量の増減変更がありますので、都度変更がないか確認をお願いします。

(2) 契約の締結

利用契約を結んでください。契約の締結にあたっては、利用者に対してサービス利用に関する重要事項（運営規定の概要・従業員の勤務体制・提供するサービス内容・利用料（実費等も含む）・苦情受付窓口等）を記載した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得る必要があります。また利用者から利用料及び実費等の支払を受けた場合は、領収書を発行してください。

(3) 受給者手帳への記載（地域生活支援デイサービスのみ）

契約をされた（新規・変更・終了）場合は、受給者手帳に契約情報の記載をします。（図1）契約支給量の総量は受給者証に記載されている支給決定量を超えてはいけません。

※日中短期入所の受給者手帳の取り扱いについて

サービス提供の都度、「サービス提供実績記録票」（以降、「実績記録票」という。）に記載するとともに、受給者手帳に利用状況を記載してください。（図2）

Point

基準省令第119条に、「指定短期入所事業所は入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他必要な事項を支給決定障がい者等の受給者証に記載しなければならない。」とされています。

図1

地域生活支援事業事業者記載欄 1			
事業者及びその事業所の名称			
サービス内容			事業者確認印
1 契約支給量(ノ月)			
契約日	平成 年 月 日		
当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成 年 月 日		事業者確認印
サービス提供終了月中の終了日までの取提供量			

図2

日中短期入所事業者実績記載欄 1					
番号	事業者及びその事業所の名称	実施日	日数	月累計	事業者確認印
1		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
2		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
3		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
4		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
5		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			

6 報酬単価

別添「地域生活支援事業サービスコード・報酬算定構造」のとおりです。

なお、三年毎に報酬改定が行われます。請求事務の際は、サービス提供年月時点で有効のサービスコードを確認し、誤りのないように記載をお願いします。

※「地域生活支援事業サービスコード・報酬算定構造」のホームページ掲載場所

豊田市トップ → くらしの情報 → 福祉 → 障がい者福祉

→ 事業者・医療機関等の届出 → 障がい福祉サービス等事業所向け情報

- ・最新のサービスコード：4 介護給付費・訓練等給付費・障がい児通所給付費・地域生活支援事業費・計画相談支援給付費、障がい児相談支援給付費の請求
- ・過去のサービスコード：7 障がい福祉サービス等に関する資料について

7 報酬について

(1) 報酬算定の考え方

- ・地域生活支援事業用の請求書・明細書・実績記録票を使用してください。
- ・サービス利用の意向調査時の勘案調査の聞き取り事項から、行動等の状態を点数化し、本人に必要なとされる支援の度合いによって区分1～3までに分け（下図参照）、サービス提供を行った時間に応じて報酬単価を算定します。

区分	点数
単価区分1	点数1～3点
単価区分2	点数4～7点
単価区分3	点数8～10点

- ・サービス提供時間が短時間であっても1日利用としてカウントします。提供量が支給量を超えないように注意してください。超過したサービス提供は給付費のお支払いができません。
- ・送迎時間はサービス提供の時間に含めることはできません。
- ・時間帯（早朝・夜間など）に応じた加算はありません。

(2) 加算について

食事加算

受給者証の「食事提供体制加算対象者」に「該当」とあり、食事の提供をした場合に算定可能です。「生活介護」の食事提供体制加算の考え方を準用します。

※利用者が持参した弁当の食事介助を行った、市販の弁当を提供した場合は「食事加算」の要件を満たしませんので、ご注意ください。

[受給者証の記載]

利用者負担に関する事項	
適用期間	
利用者負担上限月額	
特定障がい者特別給付費支給日額 (施設入所支援)	
特定障がい者特別給付費支給月額 (共同生活援助等)	
食事提供体制加算対象者	該当

入浴加算

入浴加算については、平成28年4月から「利用者負担あり」となります。明細書の記入の際、注意してください。

送迎加算

○日中短期入所

原則居宅から事業所間の送迎について算定できます。学校・駅等から事業所への送迎については、送迎加算を算定することはできません。

○地域生活支援デイサービス

居宅のほか、事業所の最寄り駅や集合場所までの送迎が加算の対象となります。事業所の最寄り駅や集合場所までの送迎を行う場合、利用者の同意を必要とします（事業所の都合で集合場所までの送迎にすることや、利用者が送迎を希望しないにもかかわらず送迎することは不可）。また、日によって送迎場所が変わることのないよう、送迎地点は予め設定してください。

強度行動障がい加算

強度行動障がいを有する者に対して手厚い支援を行った場合に加算で評価します。
対象者には受給者証に記載がありますので、確認をしてください。

緊急受入加算」(日中短期入所のみ)

緊急利用を受入れた場合に加算で評価します。

【算定要件】

介護者が疾病にかかった、もしくはその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない場合、かつ、利用開始日の前々日、前日又は当日※に利用の連絡があった場合に1日につき算定できます。

また、緊急利用した者に関する利用の理由、受入れ後の対応などの事項を記録しておいてください。

※利用開始日の前々日・前日・当日の考え方

(例) 開所日：月曜～金曜のケース

1日(木曜)	2日(金曜)	3日(土曜)	4日(日曜)	5日(月曜)	6日(火曜)
算定不可	算定可能	休み	休み	算定可能	利用予定日

× ← 前々日 ← 前日 ← 当日

【留意点】

受入れが困難な場合は、別事業所を紹介するなどの適切な対応を行ってください。

定員を超過することのないように留意してください。

(日中短期入所としての定員数を設けていない場合は、生活介護、短期入所の利用者数に日中短期入所の利用者を含めた合計数が当該事業の定員数を超えていないこと※)

※定員数を設けていない場合の定員超過の考え方

(例) 生活介護の定員20名

利用者数：生活介護18名 日中短期入所2名
 $18名 + 2名 = 20名$ ○ (定員内)

利用者数：生活介護18名 日中短期入所8名
 $18名 + 8名 = 26名$ × (定員超過)

注) 同じフロア・同じ支援員でサービス提供を行う場合は、生活介護の利用者数に日中短期入所の利用者数を含めて考えてください。そのため、生活介護の定員超過・人員配置(加算)算定にも留意する必要があります。

8 サービス提供の際の留意事項

共通事項

- サービス提供の都度、サービスの内容(提供日、提供時間、提供内容、加算算定にあたる支援内容など)を記録し、その記載内容を提示、利用者の確認(押印またはサイン)を受ける必要があります。また給付費の請求には実績記録票が必要ですので、同様に利用者の確認を受けてください。請求の際、実績記録票に利用者の確認がない場合は、給付費のお支払ができない場合もあります。

- ・日中一時支援は日中の時間でサービスとなるため、他の日中活動サービスとの同日利用はできません。ただし家庭の介護状況等やむを得ないと市が判断した場合は、特例で認めることもあります。(例：生活介護と日中短期入所の同日利用)
- ・「送迎加算算定時における「燃料費等の実費」の受領について」愛知県通知(H26.7.24)と同様の扱いとします。実施地域内外に関わらず、燃料費等の実費が送迎加算の額を超える場合に実費を徴収できることとします。通知内容を遵守してください。
- ・利用者が確認した実績記録票(原本)等は原則5年間事業所で保管してください。

日中短期入所

- ・短期入所利用中に日中短期入所を利用することはできません。
- ・日中活動系サービスと日中短期入所を同日に利用することはできません。
- ・原則事業所(敷地)内でのサービス提供となります。ただし、事業所が所在する地域住民との交流を図る目的でされる外出についてのみ、日中短期入所の算定を認めます。
車等での移動を伴う外出は認めません。
- ・2時間以下を算定する場合は、原則20分以上のサービス提供を必須とします。ただし、市が認めた場合ケース※はそれ以下の提供時間でも算定できます。

※要件として①～③を満たしていることが必要ですが、それ以外の理由により必要があれば、事前に障がい福祉課へご相談ください。

- ①サービス提供の前に市へ相談されたケース
- ②介護者が疾病等で介護が困難や他サービスの利用では対応できないなどの理由
- ③相談支援専門員が関わっているケース

9 地域生活支援ダイサービスの個別支援計画について

平成27年4月から利用者の個別支援計画を必須としています。

内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得てください。

半年に一度、個別支援計画支援の内容について確認・見直し(モニタリング)を行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行うこととします。